

○杉並区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例第33条第2項に規定する電磁的方法等を定める規則

令和8年3月25日規則第35号

杉並区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例第33条第2項に規定する電磁的方法等を定める規則

(書面等の交付に代わる記載事項の提供に係る電磁的方法)

第1条 杉並区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例(令和8年杉並区条例第5号。以下「条例」という。)第33条第2項に規定する電磁的方法は、次に掲げるものとする。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうち、次に掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。イにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者(同法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。イにおいて同じ。)の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された条例第33条第2項に規定する記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、当該乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該記載事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製するファイルに条例第33条第2項に規定する記載事項を記録したものを交付する方法

(書面等による同意に代わる同意の取得に係る電磁的方法)

第2条 前条の規定は、条例第33条第6項において準用する同条第2項に規定する電磁的方法について準用する。この場合において、前条第1号イ中「条例第33条第2項に規定する記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「当該記載事項」とあるのは「当該同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同条第2号中「条例第33条第2項に規定する記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「を交付する」とあるのは「の交付を受ける」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。